

「資 料」

消費税に係る総額表示の義務づけに伴う水道料金等の取扱いについて

平成15年7月に消費税法の一部を改正する法律（平成15年法律第124号）が公布され、平成16年4月1日から、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならないこととされております。

このことから、厚生労働省健康局水道課では、去る平成16年2月16日に開催された「全国水道関係担当者会議」におきまして、下記資料が提出されましたので参考までに掲載いたします。

水道事業における消費税総額表示について

標記の件につき厚生労働省から財務省に確認を行ったところ、以下のとおりであるので、各水道事業体等においては、消費税総額表示の趣旨を踏まえ、適切に対応されたい。

- 1 総額表示の義務づけは、現在主流の「税抜価格表示」では、消費者が最終的にいくら支払えばいいのかわかりにくく、また、同一の商品・サービスでありながら「税抜価格」と「税込価格」が混在しているため価格の比較がしづらといったことを踏まえ、事前に「消費税を含む価格」を一目でわかるようにするものであるため、水道料金等の表示についても消費税を含む価格の表示（総額表示）が必要であること。
（水道用水供給事業は除く。）

- 2 水道料金等は各自治体の給水条例等により定められるが、条例等はその公布によって地域住民に知らしめられ、その効力を発生するものである。したがって、給水条例等により水道料金等が定められているとすれば、その条例等における価格表示も、一義的には、消費税の総額表示義務の対象と考えられる。

しかしながら、水道利用者が、通常、料金（料金体系）を認識する媒体として、各自治体の広報誌やパンフレット、水道料金の請求書、さらにはホームページなどに掲載されている料金表（条例等に基づく税抜基本料金や税抜単価

等が記載されている場合、あるいは、条例等に基づき算出した使用量別の料金一覧（料金早見表）等を用いている場合には、こうした料金表等に税込価格を表示することにより対応可能であること。

- 3 条例等に基づき算出した使用量別の税込請求金額の一覧表（税込料金早見表）によって対応する場合には、条例との関係で問題は生じないが、税込基本料金や税込単価を設定して対応する場合には、条例等との整合性を図る観点から、今後、条例等の改正を含めた対応について検討する必要があるが、その内容及び時期については各水道事業体で判断されたい。

（注）水道料金を条例に基づき税抜単価から計算した場合と税込単価から計算した場合とでは、最終的な請求金額が異なる場合が生ずる。

- 4 税込料金早見表等によって総額表示義務を履行している場合には、当該早見表等に基づく決済上受領すべき金額を受領することが請求書・領収書等において明らかであり、かつ、当該請求書・領収書等において当該決済上受領すべき金額に含まれる消費税相当額（1円未満の端数を処理した後の金額）が明示されている場合にあっては、給水条例等が総額表示となっているか否かを問わず、財務省令第92号（平成15年9月30日）附則第2条第3項（課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置）の規定は適用されるのであるから留意すること。

(注) 総額表示義務の対象となる水道料金につき、税込料金等に併せて税抜料金等を表示していれば、水道利用者に対する請求書・領収書等において、税抜基本料金や税抜単価を基礎として決済上受領すべき金額を計算することも可能であるが、その場合には上記の経過措置の適用はない。ただし、そのような計算方法とすることにつき条例の改正又は料金計算シ

ステムの修正が間に合わない等やむを得ない事情があるときには、請求書・領収書等において、本体価額（税抜価額）と消費税相当額（1円未満の端数処理した後の金額）を区分して明示していれば、平成19年3月31日までの間に行われた取引については附則第2条第4項の規定が適用できるのであるから留意する。